

条例による事務処理特例制度を活用した
特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況（令和7年4月1日現在）

	所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数		施行日	備考
	北海道	新ひだか町	1	48	H20.4.1	
		北広島市、芽室町、標津町	3		H21.4.1	
		南幌町、鹿追町	2		H22.4.1	
		当別町、松前町、奥尻町、今金町、せたな町、ニセコ町、倶知安町、共和町、深川市、栗山町、浦臼町、旭川市、美瑛町、下川町、苫前町、遠軽町、清水町、浦幌町	18		H23.4.1	
		石狩市	1		H23.10.1	
		恵庭市、新篠津村、八雲町、東川町	4		H24.4.1	
		森町、上富良野町、広尾町、根室市	4		H25.4.1	
		美唄市、利尻町	2		H26.4.1	
		苫小牧市	1		H26.10.1	
		稚内市、由仁町、幕別町、島牧村	4		H27.4.1	
		蘭越町、利尻富士町	2		H28.4.1	
		猿払村	1		H29.4.1	
		岩内町	1		H30.4.1	
		日高町	1		R1.10.1	
		紋別市	1		R3.4.1	
		北斗市	1		R4.4.1	
		寿都町	1		R5.4.1	
	青森県	むつ市、つがる市	2	6	H22.4.1	
		青森市	1		H25.4.1	
		五所川原市、鰺ヶ沢町	2		H27.4.1	
		八戸市	1		H29.1.1	
	岩手県	一関市	1	21 (22)	H18.4.1	【藤沢町】 権限移譲：H21.4.1 一関市と合併：H23.9
		大船渡市、花巻市、北上市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町、洋野町	8		H19.4.1	
		久慈市、陸前高田市	2		H20.4.1	
		一関市	1		H21.4.1	
		二戸市、葛巻町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村	6		H22.4.1	
		一戸町	1		H23.4.1	
		滝沢市	1		H27.4.1	
		盛岡市	1		H28.4.1	
		八幡平市	1		H29.4.1	
	宮城県	栗原市	1	3	H23.4.1	
		大崎市	1		H25.4.1	
		登米市	1		H27.4.1	
	山形県	山形市	1	6	H19.4.1	
		河北町、庄内町	2		H20.4.1	
		村山市	1		H21.4.1	
		南陽市	1		H22.4.1	
		上山市	1		H23.4.1	
	福島県	いわき市、白河市、二本松市、会津美里町	4	9	H23.4.1	
		会津坂下町	1		H24.4.1	
		会津若松市、郡山市	2		H26.4.1	
		伊達市	1		H28.4.1	
		福島市	1		H29.4.1	
	茨城県	常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、ひたちなか市	5	30	H23.4.1	
		古河市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市	4		H24.4.1	
		神栖市	1		H25.4.1	
		下妻市、牛久市、守谷市	3		H26.4.1	
		日立市、結城市、かすみがうら市	3		H27.4.1	
		常陸大宮市、小美玉市、城里町	3		H28.4.1	
		潮来市、大子町、五霞町	3		H29.4.1	
		石岡市	1		H30.4.1	
		鉾田市、つくばみらい市、境町	3		H31.4.1	
		坂東市	1		R4.4.1	
		行方市	1		R5.4.1	
		那珂市、大洗町	2		R6.4.1	
		龍ヶ崎市	2		R7.4.1	

	所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数		施行日	備考
	栃木県	栃木市、日光市、茂木町、栃木市、栃木市、栃木市、那須町	7	25 (29)	H19.4.1	【大平町、藤岡町】 権限移譲：H19.4.1 栃木市と合併：H22.3 【西方町】 権限移譲：H22.4.1 栃木市と合併： H23.10 【岩舟町】 権限移譲：H19.4.1 栃木市と合併： H26.4.5
		宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市	6		H20.4.1	
		真岡市、大田原市、那須塩原市	3		H21.4.1	
		那須烏山市、下野市、栃木市、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町	7		H22.4.1	
		さくら市、上三川町	2		H23.4.1	
		塩谷町	1		H26.4.1	
		芳賀町	1		H27.4.1	
		益子町、市貝町	2		H28.4.1	
	群馬県	館林市	1	4	H22.4.1	
		玉村町、明和町	2		H25.4.1	
		藤岡市	1		H29.4.1	
	埼玉県	志木市	1	5	H25.4.1	
		加須市、吉川市	2		H28.4.1	
		久喜市	1		H29.4.1	
		本庄市	1		H31.4.1	
	神奈川県	藤沢市	1	1	H25.4.1	
	新潟県	南魚沼市	1	15	H20.4.1	
		長岡市、三条市、柏崎市、見附市、燕市、佐渡市	6		H21.4.1	
		十日町市	1		H22.4.1	
		加茂市	1		H24.4.1	
		小千谷市	1		H25.4.1	
		新発田市	1		H26.4.1	
		魚沼市、胎内市	2		H27.4.1	
		村上市	1		H28.4.1	
		阿賀野市	1		H29.4.1	
	岐阜県	養老町、坂祝町	2	14	H20.4.1	
		大垣市、関市、池田町	3		H21.4.1	
		揖斐川町	1		H23.4.1	
		白川町、恵那市、土岐市、笠松町	4		H24.4.1	
		多治見市	1		H28.4.1	
		岐阜市	1		H30.4.1	
		大野町	1		H31.4.1	
		高山市	1		R7.4.1	
	静岡県	沼津市	1	5	H23.4.1	
		富士市	1		H24.4.1	
		掛川市	1		H25.4.1	
		磐田市	1		H27.4.1	
		藤枝市	1		H28.4.1	
	大阪府	岬町	1	41	H21.1.1	
		岸和田市、熊取町	2		H22.9.1	
		茨木市、河内長野市、河南町	3		H22.10.1	
		池田市、富田林市、箕面市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町	7		H23.1.1	
		摂津市	1		H23.4.1	
		寝屋川市	1		H23.9.1	
		泉大津市、松原市、阪南市、忠岡町	4		H23.10.1	
		羽曳野市	1		H24.1.1	
		豊中市	1		H24.4.1	
		和泉市、藤井寺市、四條畷市	3		H24.9.1	
		守口市、八尾市、柏原市、門真市、東大阪市、交野市、千早赤阪村	7		H24.10.1	
		高槻市、貝塚市、枚方市	3		H25.1.1	
		泉南市	1		H26.1.1	
		泉佐野市	1		H27.1.1	
		高石市、田尻町	2		H27.4.1	
		大東市	1		H27.10.1	
		吹田市	1		H28.10.1	
		島本町	1		R4.10.1	

	所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数		施行日	備考
	島根県	松江市	1	19 (21)	H19.10.1	【東出雲町】 権限移譲：H22.4.1 松江市と合併：H23.8 【斐川町】 権限移譲：H21.4.1 出雲市と合併： H23.10
		浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町	9		H20.4.1	
		安来市、雲南市、出雲市、美郷町	4		H21.4.1	
		松江市、西ノ島町	2		H22.4.1	
		邑南町	1		H23.4.1	
		隠岐の島町	1		R2.4.1	
		知夫村	1		R3.4.1	
		吉賀町	1		R4.4.1	
		奥出雲町	1		R5.4.1	
	山口県	周南市	1	2	R2.4.1	
		長門市	1		R6.4.1	
	徳島県	美馬市	1	2	H24.4.1	
		那賀町	1		H25.4.1	
	香川県	高松市	1	1	H26.10.1	
	愛媛県	今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	13	19	H20.4.1	
		八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町	4		H21.4.1	
		東温市	1		H23.4.1	
		松前町	1		H24.4.1	
	高知県	土佐町、津野町、黒潮町	3	3	H24.4.1	
	福岡県	大木町	1	1	H28.4.1	
	佐賀県	唐津市、伊万里市、鹿島市、鳥栖市	4	13	H18.6.1	
		神埼市、基山町	2		H21.6.1	
		多久市、太良町	2		H22.6.1	
		武雄市	1		H23.6.1	
		嬉野市、有田町	2		H24.6.1	
		大町町	1		H26.6.1	
		白石町	1		H28.6.1	
	長崎県	東彼杵町	1	1	H27.4.1	
	宮崎県	宮崎市、都城市	2	13	H19.4.1	
		延岡市、日南市	2		H20.4.1	
		小林市	1		H21.4.1	
		えびの市、高鍋町	2		H23.4.1	
		日向市、高原町	2		H25.4.1	
		新富町、川南町	2		H27.4.1	
		串間市、西都市	2		H28.4.1	
	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、霧島市	3	23	H19.4.1	
		奄美市	1		H20.4.1	
		姶良市	1		H26.4.1	
		垂水市、西之表市、伊佐市、南九州市	4		H27.4.1	
		出水市、指宿市、南さつま市、志布志市	4		H28.4.1	
		枕崎市、日置市	2		H29.4.1	
		曾於市	1		H30.4.1	
		知名町	1		H31.4.1	
		阿久根市、和泊町	2		R2.4.1	
		瀬戸内町	1		R3.4.1	
		いちき串木野市	1		R4.4.1	
		さつま町、十島村	2		R5.4.1	
計	26	道府県	331 市町村			

(注1) () 内の数字は合併前の旧市町村も含めた総数。

(注2) 移譲されている事務や手続の詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等にご確認ください。

特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲該当条項

令和7年4月1日現在

条	項 (号)	事 務 内 容	所轄庁別事務移譲パターン																										
【 認 証 】			北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	神奈川県	新潟県	岐阜県	静岡県	大阪府	島根県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
10	1	設立認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	2	認証申請があった旨の公表及び縦覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	3	認証又は不認証の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	の2	警察本部長等への意見の聴取(法43の2の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	の2	警察本部長等からの意見の受理(法43の3の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	2	登記の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	3	未登記による認証の取消	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	の3	仮理事の選任	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	の4	特別代理人の選任(民法57条の準用)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	(3)	不正の行為等の報告の受理	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	1	役員変更等の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	3	定款変更の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	5	認証の申請があった旨等の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	6	定款変更届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	7	定款変更登記の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	1	定款変更(所轄庁変更)申請書の受理	○									○	○	○									○						
26	3	定款変更(所轄庁変更)事務引継										○	○										○						
29		事業報告書等の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30		事業報告書等の閲覧又は謄写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	2	解散(事業の成功の不能)の認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	4	解散届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	の8	清算中に就任した清算人の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	2	残余財産の譲渡の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	の2	裁判所からの意見の求め又は調査の受託	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	の2	裁判所への意見の陳述	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	の3	清算結了届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	3	合併の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	5	認証申請があった旨の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	2	登記の届出の受理(法13条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	2	未登記による認証の取消(法13条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	1	報告徴収及び立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42		改善命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	1・2	認証の取り消し	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	4	書面の交付	○	○	○		○	○	○	○		○			○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
43	の2	警察本部長等への意見の聴取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	の3	警察本部長等からの意見の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72	1	情報の提供に係る必要な措置	○			○						△																	
	2	データベースの記録による情報の公表				○						○	○						○								○		
73		官庁等への照会又は協力依頼(移譲事務に係るものに限る)	○			○				○		○	○						○				○	○					

(注1)該当事務が移譲されている条項に”○”を、一部の事務が移譲されている条項に”△”を記載しています。

(注2)移譲されている事務や手続の詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等にご確認ください。